

船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会について

1. 協議会の設置

児童福祉法第25条の2第1項において、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される「要保護児童対策地域協議会」を置くように努めなければならないとされている。

船橋市では子ども虐待と関連の深いDV対策も含め、平成19年4月に「要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置し、行政だけではなく地域の様々な関係機関、関係者と連携して、虐待をはじめとする支援対象児童等に対する適切な支援を図る体制とした。

2. 協議会の構造

協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議からなり、その目的により会議を開催する。

3. 協議会の権限

情報交換や協議を行うために、必要があると認めるときには、関係機関等に、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4. 協議会構成機関等の守秘義務

協議会を構成する関係機関の職員等は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。